

こうして、産物の一手掌握をすることによって両替本銀の確保を図ろうとした。大庄屋たちも両替御用が仰せつけられた。また、この時の大庄屋たちの反応の中には、城下町商人に対する反発があった。その一方で飴屋・万屋たち在町商人には協力的であった。

九月になって、藩は年貢収納業務を筋奉行と代官で執り行うように触れ出した。つまり、御藏番・郡目村・六郡回役などの諸役人の出役を中心とした。そして、両役の指示で、手永手代と子供役、さらには村役人が年貢収納の業務の中心的な役割を命じられた。

以上の趣旨にしたがって、領内の諸産物及び散米の売買は玉江義平（飴屋の支配人）・万屋助九郎が担当することになつて、産物会所を開設した（前述の郡中米穀並びに諸産物生蠣方会所仕法を参照）。しかし、十一月には大庄屋に命じていた大庄屋の出銀・両替御用を召し上げて、藩の方で両替を行うようにした。

二 安政期の改革

(一) 農村政策

島村・河野ラ インの成立 嘉永六年（一八五三）にペリーが浦賀に来航したため、幕府をはじめ諸藩はこれから海防について本格的な対応に追わることになった。小倉藩も浦賀の警備を幕府から命じられた。藩財政は慢性的に逼迫していた状況にあつたうえに、これらの警固の軍事費が重くのしかかってきた。こうしたなかで、翌年（十一月二十七日に安政と改元）の一月、勝手方引受け家老の小笠原内膳（嘉永六年二月就任）が罷免され、代わって島村志津摩が任命された。また、四月

には郡代が二木弥右衛門から河野四郎に代わった。そして、早速儉約令が出され、嘉永三年以来の掛米が藩士（大庄屋も藩士扱いであったから含まれる）に申し渡された。そして、六郡には武備整備のため三〇〇〇両余の御用借が申しつけられた（『田川市史』上巻）。

長井手永農

藩は年貢収納をいかに維持していくかが課題である（一四四）以来の農村の再建を継続しつつ、農業経営の維持に腐心している本百姓を保護していかなければならなかつた。当時の農村の状況を嘉永六年の「丑御用日記」（『長井手永大庄』）には次のように紹介している。

一、諸役目が多いため、本田をもつ百姓が我先に高を減らすので、村の田が多くなり作向きは荒れている。

一、村々の役目は、高一石につき五・六人、また竈にも五・八人も掛けている。

一、役目は一人前二升ずつの差引なので、秋の収納時の算用差引額が莫大である。

一、（略）

一、百姓經營の中以上の百姓は新地・徳田を多く所持し本田はあまり所有していない。あるいは、中田以下のもので地味のよいものを買い求めている。

一、高持百姓は百姓經營が中以下のものばかりで、勝手不如意に陥り、そのうえ悪田や上々田・上田ばかり持たされている。

一、難儀百姓に限つて本田高を多く所持している。
一、川土手の破損付近はほとんどが新地にもかかわらず、本田を所持している百姓にそこの普請をさせている。

一、（下略）

この史料は次のような農村状況にあることを記している。諸役目（普請などの夫役や、手永・村入用などを指す）が多い→困窮百姓の増加→田畠

の作荒れ、または潰れ百姓・欠落百姓になる。そして、さらはどうにか經營を維持している百姓の經營を脅かす。まさに、江戸時代の農村の根幹である石高制が足枷になつてゐるのである。こうして、百姓が減少し、年貢未進（未納）が出ている。このような中で、「村の田」＝村総作田→耕作者のいない田畠を村人が総出で耕作して年貢納入に備えるのである。こういった状況のみならず、さらに以下のような風潮が生まれた。① 所有高に掛かる役目料も少なく、かつ作徳の多い新田や中・下田の中の「徳田」の所有者が裕福になつてゐる、または買い求める者が出現、② 反対に本田高の多くを持つ難儀百姓に陥つた者、または年貢や役目料の高い悪田や「上々田」・「上田」ばかりを持たされて勝手不如意に陥つてゐる者があるといふものである。

つまり、近世初頭に行われた検地の時とは生産性が違つてきしたこと、負担の高い「上々田」が敬遠され、負担も低く作徳の多い田畠が好まれる風潮のことがわかる。負担の中でも農民にとって大きかったのは、一時しのぎの借金の返済である。この借金は年貢の未納や藩からの御用借に充てたものなどであった。そのため、役目料を軽減すべきだと提言してゐるのである。

農政に関する諮詢

嘉永七年四月、二木弥右衛門のあとに郡代になつた河野四郎は各郡の大庄屋に僕約・農政の簡素化について諮詢した。これに対して六郡の大庄屋の意見書は、大体において次の項目であった。① 御鷹の餌取り方の中止、② 宗門改めは五年ごととする、③ 定免の年は、御免極めは小倉であるなどであつた。④ の宗門改めについては企救郡では一か年でおよそ米にして一六〇俵、藩札にして四〇五貫目の郡益が生じると見積もつてゐた。

六郡大庄屋の狙いは年貢の「地方取り立て」の要求である。この要求に對して、藩は真剣に検討し、藏方の役人の出郷は中止されて、年貢収納の業務は筋奉行と代官のみで行うこととした。この結果、田川郡では米にして六〇石ほどの夫柄夫役など諸入用費が一貫七〇〇目ほどの郡益になると計上された。この「地方取り立て」は、安政四年（一八五七）まで行われた（田川郡は同三年）。

帳面の調査

安政元年八月、家老島村志津摩は過去五年間の「勘定帳」などの年貢關係を中心とする諸帳簿の調査を大庄屋に命じた。企救郡津田手永の大庄屋中村平左衛門が調査役兼六郡吟味役に任命された。仲津郡の調査役は国作武右衛門・吉永半平である。調査は八月一日から日数四三日に及んだ。調査の目的は、欠落百姓の発生や難儀百姓が多い原因を大庄屋や庄屋などの取り計らいにあるとみて、また村々の定出米や臨時の出米に不正がないかどうかにあつた。その一方で、役目料にかかる諸出米の規制を打ち出し、藩からの農民の借財・年賦拝借の返済を延期して、出米・出金を一時減らそうともした。調査役の中村平左衛門が安政二年（一八五五）「京都郡、諸取立向きの帳面改正、取立辻が以前よりは一〇〇〇石ほど減じ」と記しているよう

に、相当な熱意をもつて行われてゐることがわかる。

この調査は、当初藩側は私曲を咎めないことを言明していたが、実際は安政二年一月、京都郡では大庄屋四人が役儀を取り上げられて罷免された。また上毛郡でも大庄屋が一人罷免された。そのうえ從來の慣例を破つて他郡へ転役を命じられる者も出現した。そして田川郡以外の郡では、同一郡内では転役（異動）が行われた。このように、厳しい結果に終わつた調査であった。

(二) 財政政策

献金・御用借

嘉永七年（一八五四）十月、「当夏の御用借」という形で、先納金を命じた。翌安政二年にも同じく先納金と「江戸表大地震」についての献金を命じた。献金に関する主なものを第92表に掲げる。このように頻繁に農民・町人に出金させ、特に富裕な大庄屋層や在町の豪商に依存する体制が続いている。新たな事態であるベリーナの来航による沿岸警備に関する献金（『田川市史』上巻）が申しつけられた。

また、儉約令も出された。これは嘉永七年四月のもので手代役の御免、同六月には検見定役・郡方吟味役などの人員を廃止することで経費の節減を図っている。

藩債の整理 このような従来からとられた方法だけではなく、積極的な財政政策と国産政策が推進された。国産政策は後述するとして、財政政策としては、大がかりな藩債の整理がなされた。

この時点での藩の藩債の全容は把握できないが、「元豊津県財政ニ関スル書類」から次のことがわかる。江戸の伏見屋庄兵衛に天明年間（一七八一～八九）よりの借金一七五五両、大坂の商人たち（平野屋五兵衛ら）に天保元年（一八三〇）以降滞っている借銀一二〇貫目がある。また、當時支払い中の借金もあった（元金合計およそ二万五四五七両で、一〇〇〇三〇年賦、最高額の債権者は三村清右衛門）。これら以外の上方の借銀、すなわち大坂の銀主への借銀一万九六一九貫余を安政元年（一八五四）より一か年七八貫余の支払いで、京都の銀主への借銀一一三一貫余りを同じく一か年四貫余の支払いで、二五〇年賦にすることで話をつけてい

る。この銀主は平野屋（高木）五兵衛はじめ松屋・加島屋・大庭屋・高池・天王寺屋・天野屋などであった。

また江戸商人に対する借銀整理も行った。そして、領外の借銀整理とともに、領内の借銀の整理も行った。天保九年・十一年の御用借金に対して元金を据え置き、年三朱の利子を支払っていたが、この安政元年より、二五〇年賦にすることを御用借金を差し出した者へ通達した。これらは事実上の借金踏み倒しであった。そして、後述するように、国産政策を通じて今度は日田の御用達の千原家との関係を深めていくのである。

(三) 国産政策

嘉永の国産政策

天保期の国産政策は藩札の下落のみならず、農民側の抵抗もあって数回国産会所の改廢を繰り返し、絶えず農民的的商品生産・流通の成果を吸収しようと試みたが、結局うまくいかなかつた。

嘉永四年（一八五二）、国産御用掛に郡代をはじめ、仲津・田川郡の筋奉行と大庄屋を中心にして任命し、これに仲津郡大橋の柏木勘八郎を加えて、藩営の御用板場を経営する仕法をたてた。

この仕法は、仲津郡大橋の豪商である柏木に藩営の御用板場を委ね、また田川郡にも御用板場が一か所設けられて、大庄屋を中心にして櫛実の仕入れがなされ、嘉永六年より生蠣生産が開始された。

安政の国産仕法

安政元年（一八五四）に嘉永の国産仕法の存続を中核として、小倉藩全域にわたる産物の流通統制を行ったものである。かなり長くなるが、その史料を示しておく（嘉永

第92表 小倉藩の御用借・御用金

年	代	西	暦	御	用	借	・	御	用	金	名	目	引	用	文	献
寛政	八	一七九六		銀三〇〇貫目							幕府下命の御手伝い		「長井手永大庄屋御用日記」			
文化	三	一八〇六		領内総高は不詳（仲津郡は銀三一貫目）							同		『中村平左衛門日記』			
寛政	八	一八一一年		同（企救郡は藩札一四貫九八匁）							通信使接待のため					
文化	三	一八一七年		同							幕府下命の御手伝い					
天保	一	一八二八年		御用銀三〇〇貫目							同					
文政	一	一八二八年		御用借八〇〇貫目							藩の御用借					
文政	一	一八三〇年		銀一一五貫目							藩の勝手方調達銀					
天保	一	一八三二年		領内総高は不詳							若殿様初入部につき献金					
天保	一	一八三五年		五〇〇〇〇両							殿様、溜間詰になつたことの祝儀					
嘉永	一	一八三六年		三万両							江戸表御定用金の御用借					
弘化	一	一八三七年		一万三〇〇〇両							小倉城天守閣再建					
弘化	一	一八二八年		銀一四〇〇貫							先納銀					
嘉永	一	一八二八年		二万二五〇〇両							江戸城西ノ丸焼失普請の御手伝い					
安政	二	一八三九年		五〇〇〇〇両							藩主忠固の少将昇進祝儀					
慶応	二	一八四〇年		二万五〇〇〇両							両替本先納金の御用借					
文久	二	一八四一年		一万六〇〇〇両							両替本金差し支え					
文久	二	一八四三年		三万両							日光御用と若殿様御帰城（御用借）					
安政	二	一八四五四年		金五〇〇〇〇両（仲津郡は代銀五七貫目）	：御 用金						江戸城本丸焼失につき御手伝い					
慶応	二	一八五三年		同五〇〇〇両（仲津郡は同五貫七〇〇目）	：御 用借三〇〇〇〇両						小倉城西ノ丸普請御用借（九月幕府より免除 になる）					
文久	二	一八五六五年		領内総高は不詳							異国船警備金御用借					
文久	二	一八六六年		領内総高は不詳							『中村平左衛門日記』「長井手永大庄屋御用 日記」					
安政	二	同		仲津郡長井手永は金一五〇五両							『中村平左衛門日記』「六角文書」					
慶応	二	同		領内総高は不詳							『中村平左衛門日記』「田川市史」上巻					
文久	二	同		仲津郡長井手永は金一五〇五両							『田川市史』上巻、六角文書					
安政	二	同		領内総高は不詳							江戸表西長屋普請					
慶応	二	同		仲津郡長井手永は金一五〇五両							軍艦購入につき献金					
文久	二	同		仲津郡長井手永は金一五〇五両							『田川市史』上巻					
安政	二	同		仲津郡長井手永は金一五〇五両							『長井手永大庄屋文書』					

七年「寅御用日記」長井手永大庄屋文書二四一)。

一、領内諸産物並びに米穀は一切、最寄りの会所へ持ち出すこと。会所は小倉・行事(京都郡)・宇島(上毛郡)の三か所に設置し、田川郡・築城郡はそれぞれ一か所取次所を置く。

一、米穀は会所貰い入れ高の内二割を非常手当として郡々弁利宣所へ残し置き、豊凶を見定めた上で売り払うこと。

一、振り手形之外郡要用米・商用米とも他所売りの場合は是迄通り願書を差し出し、会所へ申し出て代銀の内「式歩一益銀を納め勝手元りをする事。尤も運上銀は石ニ付「三歩」極めのこと。

一、生蠣為替の貸付値段の八割渡しとし、仕切り書到着のうえ清算、錢渡しのこと。

但、生蠣御益銀として「金目一歩」を納めること。これは寅年の櫻実を生蠣に打ち立てた上のこと。

一、生蠣は大坂・下ノ関に問屋を立てて送るが、外問屋へ直充致したい者は引受問屋より掛け渡し、口銭銀半高宛にて仕切り渡すこと。

一、葛・卵・楮・芋其外諸産物を他所売り致したい者は会所へ届け出、仕切銀の内より「式歩」益銀を納めること。

一、会所にて買い切りの品は現荷物取り組みとし、代札は都渡しとする事。

一、櫛値段は十二月中旬極めとし、引き当て見合いの札を渡し置く。

一、櫛裏仲買札なくては櫛の買い集めはできない。櫛の抜け売りの禁止。

一、会所懸かり諸産物の川口運上は仕切銀の内より会所へ取り立てること。

会所取り扱いの品は是迄通り、出入り共川口番所で運上を取り立てる。

一、板場職の者で櫛裏買い入れ資金の前借りを望む者へは、身元に応じ貸し渡す。

一、諸産物積み出しを許された者は、会所証拠を所持し積み出すこと。

このように、諸産物は会所を通して大坂もしくは下関の指定問屋に送るが、他所売りも願い出れば許可され、会所益銀として「式歩」を納め

ればよかつた。小倉藩は流通段階を規制して利潤を得ようとし、また生蠣為替の貸し付けを行つて清算を錢札でした。会所で買い上げの荷物の支払いも藩札でした。この仕法係の役人及び商人についての名前が記載されていないが、藩の元方・郡方役所の役人と次の商人を中心としたものであろうと推測される。堤平兵衛・柏木勘八郎・万屋助九郎の三商人である。それに、森貞右衛門・玉江彦右衛門などであろう。いずれの商人も在郷の豪商である。堤は京都郡行事村に、柏木は仲津郡大橋村に、万屋は上毛郡宇島に拠点をもつていた。森貞右衛門は仲津郡国作手永の大庄屋である。玉江彦右衛門は、京都郡行事村の豪商「飴屋」のことである。



長井手永大庄屋文書「御用日記」

た日田の有数の豪商である（後述）。

ところが、産物の集荷は悪く、村役の者にも周知徹底していかつた。また再三にわたって抜け売り禁止令が出された。さらに、仕法が大坂などで売り払い後に勘定清算がなされ、領内での代金の受け取りは藩札であったこと、従前の商取引が継続していたためでもあった。

この政策の中心的な産物は生蠣と米穀であった。生蠣の清算にあたつて収益を上げようすれば、当然権実の値段に左右される。藩は大坂相場を参考にして買い取り値段を決めて仲買に購入させるように改善した。次の米穀については買米制度といい、前述したように天保四年（一八三三）の国産方でも積極的に行われており、その後もしばしば見受けられた。嘉永七年（安政元年）一八五四年には、江戸表異国船警固に連絡して米の買い上げが命じられた。安政二年八月には、六郡で八二〇〇石の散米（農民の余剰米）の買い上げの指示が出た。翌年にも、散米四〇〇〇石の買い立てが出された。この国産政策は、一応成功した模様である。

制 产 方

これは産物会所の下部組織であったと思われる。嘉永七年（安政元年）甘藷の栽培を柏木勘八郎・堤平蔵に命じて京都郡・仲津郡の荒れ地・荒れ畑に植えさせていた。安政二年八月には制産方仕入れの稻抜きを小倉八百屋町米屋仁右衛門に売り捌きを命じた。安政四年に爪呂根・宿砂・桔梗など一種の薬草の栽培をすすめ、薬種の大坂登せを行った。売薬については、從来越中富山の薬種屋権七・肥前田代の井丸屋順平・摂州梶原村の辻本儀右衛門の三人に領内販売を許可していたが、これを禁止し、領内医師たちに製薬を命じ、風邪や風疹の流行の際には困窮者に対しても施薬を行った。また、島村は米

の品種の改良にも関心を示し、遠国より新種を取り寄せてもらっている。同五年には早稲の品種「占城稻」の試作が行われた。このようにこの制産方は、主として勧農政策・社会福祉的な政策を遂行する部署であった。

以上のように、島村によって強引な財政政策がとられつづけたが、安政四年五月に島村が罷免されることで彼の主導による改革は終わったが、国産政策・日田の豪商千原との関係は継続されていった。

三 幕末維新の動乱と小倉藩

(一) 国産会所の継続

安政改革後 藩の財政逼迫は一向に解消を見ることなく、安政五年の産物会所（一八五八）一月には安政二年以来の不安定な米の収穫から年貢収納も思わずないところから、掛米が予定されていたが、どうにか実施せずに済んだ。

こうした中で、安政の産物会所仕法が修正され遂行された。

万延元年（一八六〇）、今まで問題であった権実値段の取り決めが入札制度に改められた。その修正点は、①他国の者が落札した場合は積み出しを許可する、②他の者が落札した場合、定法通り益銀運上を産物会所に納入すること、③その他、であった。これは、從来の流通面を認め円滑化を図りながら統制しようとしたものであった。そして、入札に際し、願い済高は仲津郡で五万斤（櫛持ち・板場よりそれぞれ二万五〇〇〇斤）ずつ持ち出す。入札によって値段の平均を出し、それを郡中全体の値段とした。領外の者は旅問屋を定めて、その問屋取次をもって入札させた。小倉より藩の役人が出張し、手代も立ち会った。京都・仲津郡は